

医療用ウィッグ(かつら)・乳房補整具購入費補助

よくある質問



©茶のみやきんじろう

全般

Q1：過去にがん治療を受けていたのですが、補助を受けられますか？

A1：1人1回受けられます。

がんと診断され、その治療を過去に受けた、または現に受けている方で、ウィッグや乳房補整具が必要な方が対象となります。購入した年度内に申請してください。

Q2：補整具を購入した時にかかった送料や手数料は補助の対象となりますか？

A2：対象外となります。

Q3：インターネットの店舗で購入したが、領収書を発行してもらえなかった（押印の無い簡易的な領収書しかない）場合、何を提出したらよいですか？

A3：①購入者、購入年月日、品名、個数、金額がわかる書類(購入明細書や納品書など)、②商品ページ、③料金を支払ったことがわかる書類(代引きの本人控えやクレジットカードの利用明細書など)を提出してください。

Q4：感熱紙(レシート)の領収書でも可能でしょうか？

A4：申請者氏名、購入した年月日、品名(全頭用、補整下着、人工乳房等の記載)、金額の記載と押印があるものでしたら可能となります。

Q5：再発し異なるがんに罹患した場合、また利用できますか？

A5：利用出来ません。

Q6：がんを証明する書類や領収書はコピーでも可能ですか？

A6：不可となります。必ず原本をお持ちください。

ウィッグ

Q7：治療が始まる前に申請をしてしまいたいが、可能ですか？

A7：がんと診断され、その治療を受けた、または現に受けている方が対象となりますので、治療が開始された後の体調の良いときに申請ください。

Q8：「治療に伴い脱毛を証明する書類」とはどのようなものですか？

A8：病気の名称と、放射線治療や投薬品名の記載のある説明書等で病院より発行された書類となります。
治療開始日も伺います。

乳房補整具

Q9：商品は一人につき一枚のみでしょうか？

A9：複数枚を合わせても可能です。補助上限は2万円となります。

Q10：パッドだけの購入でも申請可能でしょうか？

A10：可となります。補整下着扱いとなります。

Q11：人工乳房と補整下着の違いはどのようなものですか？

A11：胸部に粘着シート等で接着し自立するものを人工乳房、補整下着等のポケットに挿入して使用するものは補整下着扱いとなります。

Q12：医療用下着でないためでしょうか？

A12：医療用のものでなくても可です。美容目的ではなく術後ケア目的のための購入品が対象となります。

Q13：「外科的治療等による乳房の変形を証明する書類」とはどのようなものですか？

A13：病気の名称、手術の計画等が記載されている病院発行の書類となります。施術された日も伺います。

Q14：乳房補整具は乳がんによるものに限りますか？

A14：乳がんに限りません。がん治療による外見の変化をカバーする乳房補整具であれば対象となります。